

平成 27 年 3 月 17 日 制定
ホームページ管理・運用部会

近年、Facebook、Twitter、LINE、YouTube などのソーシャルメディアが普及し、インターネット上の多くのユーザーとさまざまな情報を相互にかつ容易にコミュニケーションを行うことが可能となっています。

しかし、その一方で、社会倫理に反する行為や誹謗中傷、秘匿情報の漏えいなど不適切な投稿により、発信者だけでなく、他者も巻き込む事件や事故も生じています。

このことから、新潟工科大学の構成員（教員、職員及び学生）がソーシャルメディアを使用し、教育研究や課外活動など大学の諸活動を情報発信するにあたり、その特性、与える影響及びリスクなどを理解し、適切な運用を図ることを目的として本ガイドラインを定める。

1. 法令遵守

日本国の法令、新潟工科大学が定めた各種規程やガイドラインなど（例えば、個人情報保護方針、計算機実習室利用の手引き等）を遵守する必要があります。特に著作権の公正な取扱いには、注意する必要があります。

2. 人権尊重（他者への配慮）

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うことをすべてのコミュニケーションの原点に置いてください。

自ら発信した情報により、他者を傷つけたり誤解を与えてしまった場合には、誠実に対応し感情的にならないよう努めてください。

3. 正確な情報の発信

虚偽の情報や誤解を招く情報などを流さないよう、正確な情報発信をしてください。正確でない情報の発信は、発信者だけでなく新潟工科大学全体の名誉と信頼を損なうこととなります。

4. 個人情報・プライバシーの保護

個人情報を公開する際には十分検討し、また、写真等を含む自身又は他者の個人情報・プライバシーの情報公開には注意してください。一度インターネット上に発信された情報は、完全には削除できないこと、第三者によって保存や転載され利用される恐れがあることに留意してください。

5. 発信に対する責任（自覚と責任）

発信した内容に対する責任は、最終的に発信者が負うこととなります。軽率な発言は慎み、発信する際は慎重に、そして責任をもって取り組んでください。もし、誤った情報を発信してしまったら、それを認め、発信内容の訂正や訂正したことを公開するなど、速やかな対応が必要です。

6. 守秘義務

新潟工科大学の構成員であることを自覚し、授業や研究室又は会議等で知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た守秘義務のある情報を発信してはいけません。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日制定）

このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から運用する。